

# 第三者評価基準の構成イメージ図

評価項目合計		(86項目)	(67項目)	(87項目)	(86項目)	(73項目)	(74項目)	(66項目)	(59項目)	(72項目)	(68項目)	(81項目)	(63項目)	(62項目)	(63項目)	
		義務化対象施設 (H24～)														
A 個別評価基準 (県独自)							居住系サービス (3項目)	通所系サービス (3項目)	訪問系サービス (4項目)	保育所 (4項目)	児童館 (2項目)	自立援助ホーム (4項目)	特別養護老人ホーム (1項目)	通所介護 (1項目)	訪問介護 (1項目)	
B 内容評価基準 (国)		児童養護施設 (41項目)	乳児院 (22項目)	情緒障害児短期治療施設 (42項目)	児童自立支援施設 (41項目)	母子生活支援施設 (28項目)	障がい者・児童施設版 (26項目) (18項目) (10項目)		保育所版 (23項目)	児童館版 (21項目)	自立援助ホーム版 (32項目)	特別養護老人ホーム版 (17項目)	通所介護版 (16項目)	訪問介護版 (17項目)		
C 共通評価基準 (国)	障がい、児童、高齢など全ての福祉サービスを対象とする (45項目)															
		① 【社会的養護関係施設】			② 【障がい者・児童サービス】				③ 【児童サービス】			④ 【生活保護関係サービス、高齢者サービス(介護サービス除く)】		④ 【介護サービス 社会福祉事業サービス】		⑤ 社会福祉事業以外の

県の評価基準  
国の評価基準